

○感染症による出席停止

・概要

- (1) 児童生徒が感染症にかかって（疑いのあるもの、かかるおそれのある者も含む）、他の児童生徒の教育に妨げがあると認められる場合、該当児童生徒の保護者へ出席停止を命じ、地教委へはその旨を報告する。

・関係法令等

- (1) 学校保健安全法 第19条
- (2) 学校保健安全法施行令 第6条、7条
- (3) 学校保健安全法施行規則 第18条～21条
- (4) 市町村学校管理規則

・事務処理

処 理 内 容	
確 認	対象児童（生徒）の感染症の感染状況等について調査し、該当の有無を確認する 医師の診断を受けていない場合は、受診するよう指導する
通 知	該当児童（生徒）の保護者に対して、文書で出席停止を命じる
報 告	出席停止報告書に所定の事項を記入し、地教委へ報告する
決定・通知	出席停止の決定をしたときは、該当児童（生徒）の保護者に対し、その理由・期間を文書にて通知する

・留意事項

- (1) 事実が発生したら、直ちに事務を行う。
- (2) 学校から地教委への報告の際は、医師の診断書（証明書）の添付は不要である。なお、報告書は、確実な方法で提出する。

・学校感染症の種類及び出席停止期間

種 類	期 間
第一種 <ul style="list-style-type: none"> ・ エボラ出血熱 ・ クリミア・コンゴ出血熱 ・ 痘そう ・ 南米出血熱 ・ ペスト ・ マールブルグ病 ・ ラッサ熱 ・ 急性灰白髄炎（ポリオ） ・ ジフテリア ・ 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） ・ 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAであってその血清亜型がH5N1であるものに限る） ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第一種とみなす	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種については、治癒するまで ※感染症患者のいる家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで（第二種も同様とする）
第二種 <ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） ・ 百日咳 ・ 麻疹（はしか） ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・ 風疹（三日はしか） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発症後、発熱の翌日を1日目とし、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで ・ 特有な咳が消失又は5日間の適切な抗菌薬療法終了まで ・ 解熱した後3日を経過するまで ・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・ 発疹が消失するまで

	種 類	期 間
第二種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水痘（みずぼうそう） ・ 咽頭結膜熱（プール熱） ・ 結核 ・ 髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての発疹が痂皮化するまで ・ 主要症状が消失した後2日経過するまで ・ 病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで ・ 病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで ※但し、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認める場合はこの限りでない
第三種	<ul style="list-style-type: none"> ・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス ・ パラチフス ・ 流行性角結膜炎 ・ 急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症 ※健康教育のてびき参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三種については、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

以 下 余 白